

ご報告 — 県主催：条例原案説明・県民意見聴取会

12月20日(火)、県障害福祉課主催で表記の集会がありました。会場のクローバーホール(春日市)に集ったのは33名。288名収容の会場はガラガラ。

それはそうでしょう。県から連絡があったのは16日(金)。週末を挟むため、各団体が検討できる時間は2日にも足りません。

会場からの発言は、県のこの運営姿勢に絞られた感がありました。

- ・県レベルの団体は役員も広範囲に及ぶため、検討のための会議すら開けない。
- ・施設を利用する当事者を参加させたくとも、まるで準備ができない。
- ・ヒアリング時の約束を破って未だに報告がされず、また、11月時点でもスケジュールは未定だと答えていた。それが突然「原案ができました」とはどういうことか。
- ・原案策定までに障害者・家族・関係者(以下、障害者等)と議論の場を設けなかったのは、権利条約の規定に反する。
- ・どの条例でも、原案を示すまでに丁寧に緻密な議論を重ねている。県のやり方は障害者等をないがしろにするものだ。

内容や条文に触れる発言は少なく、会場からは県のやり方を批判する声ばかりが目立ちました。

最初に課長から原案についての説明があった訳ですが、これが予想通り1時間。会場からの発言時間は30分しか残されておらず、「あまりにも時間が少ない。今日はアリバイ作りなのか」と辛らつな声も上がっていました。

以下に、そのほかの主なやり取りをご紹介します。(開場発言：会場 県回答：県)

会場：障害者等を抜きにして原案を策定したのは、Nothing about us, without us!

(私たち抜きに私たちのことを決めるな!)の原則に反する。障害者権利条約

第4条第3項にも違反している。なぜ障害者等を排除して決めたのか?

県回答：原案がないと議論が進まないと判断し作った。(排除して、という質問に答えていない)

会：全国22道府県で条例ができていると言ったが、どこでも原案を策定する前に障害者等と丁寧に緻密な議論をしている。県のやり方は障害者等を無視した独走であり、抗議する。

会：(関連質問)12月意見締切りとしているが、1月末とすることを強く求める。

県：実は、27日に2か所で説明会を開く。午前中は久留米市、午後は北九州市のウエルと

ばたで行う。県民の意見を吸い上げたい。1月にはヒアリングに応じた18団体と再度話し合う計画である。

会：その話し合いは絶対に個別でやらないでほしい。18団体が一堂に会して意見を述べ合うことを強く求める。

会：(関連質問) 福岡市での条例づくりは、当事者等が3年かけてようやく原案提出にこぎつけた。県の設定する来年10月施行という方針は、議論を切り捨てるものだ。

会：(関連質問) 2月議会提案、10月施行というスケジュールを白紙に戻すべきである。

県：2月提案と言ったことはない。逆算すればそうなるが…。ご意見を参考にする。法体系は上位から、憲法一条約—法律一条例となっており、条例は法に反したものは作れない。

会：弁護士として、憲法学者として言いたい。今の説明は間違っている。「障害者差別解消推進法」の成立に当たり、「条例を創る際に、上乘せ・横出しは地方の権利である」と国会決議がなされている。間違った認識は直ちに改めてもらいたい。

県：間違いでした。取り消します。

会：今日の参加は33名だ。条例創りには500人、1000人の参加が得られるような努力をしなければならぬ。形だけやってアライバイ作りではいけない。

会：改めて提案する。10月施行の予定を棚上げしてはどうか？

県：10月施行にこだわらない。

本日参加の「福岡県障害者権利条例を創る会」からは文書でご意見を頂いている。この文書に対する回答は、年内に文書で行う。

※全体に、県の強引な進め方に対する批判・抗議のオンパレードでした。

※最後の県の回答は、障害者等の団結した力の成果だと思えます。

※これからも力を合わせて障害者のための権利条例を創り上げましょう。

ぜひともお伝えしたい視覚障害の方の意見がありました。

「こんな時間(5時頃)に終わったら、周りはすでに暗くなっていて、怖いし危ない。も

っ

と早い時間に終わるよう設定してもらえたら、安心して帰れる。今後は視覚障害者の安全を十分に考えて欲しい」

差別をなくそうということは誰でも言えます。障害者の個別の状況を踏まえ、具体的に地に足の着いた態度が必要だと感じました。

けん
県? もちろん平^{ひら}謝^{あやま}りでした。